

# 「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」実施要綱

平成19年4月13日  
文部科学省高等教育局長裁定  
平成20年4月1日一部改正

## 1. 趣 旨

社会人の「学び直し」のニーズに対応するため、大学、短期大学、高等専門学校（以下、「大学等」という。）における幅広い教育研究資源を活かした優れた学修プログラムを開発・実施することにより、学び直しに資する良質な教育プログラムの普及を図り、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の実現を目指す。

## 2. 事業の委託先

委託事業の実施主体として、高等教育局長が適当であると認めた大学、短期大学及び高等専門学校

## 3. 委託期間

原則として、委託を受けた日から同年度の3月31日までとする。ただし、複数年必要と文部科学省が判断した場合、3か年度を限度として、予算成立を条件として複数年期間の委託を行うものとする。

## 4. 委託手続

- (1) 事業の委託を受けようとする大学等は、様式Iにより「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」実施計画書を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は上記(1)により提出された「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」実施計画書の内容が適切であると認めた場合、当該大学等に対し業務を委託する。

## 5. 委託経費

文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費を委託費として支出する。

## 6. 事業の遂行及び経費の取扱い

委託を受けた大学等は、別添の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」実施要領により、事業の遂行及び経費の支出を行うものとする。

## 7. 事業実施状況等の実態調査

文部科学省は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができるものとする。

## 8. その他

この要綱に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。